

第3章 自然を守り、安全にすごせるまち

3-1 環境保全、環境美化

基本的な
考え方

○住民や関係機関と連携し、自然環境の保全や環境美化、省エネを推進するとともに、環境保全意識の向上に努めます。

施策	現在の状況
(1)自然環境を保全し、美しい景観を守ります。	<ul style="list-style-type: none">・町内には一級河川の後志利別川が流れています。全国1級河川を対象とした水質ランキングで水質が最も良好な河川として、これまで全国最多の17回選ばれています。・北海道一級河川環境保全連絡協議会の方針に基づき、函館開発建設部を始めとする関係機関相互が連携し、河川の環境保全に努めています。また、後志利別川油流出事故の訓練に毎年参加しています。・町内会や地元の業者などの協力により海岸の清掃活動を行っているほか、関係機関と連携しながら、海岸漂着物等の回収・処理を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全に努めています。
(2)環境保全の意識づくりと活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・北部桜山衛生センターと連携し、ごみ処理に関する標語・ポスターの募集及び優良作品のポスター化、施設見学、環境ビデオ配付、定期的な啓蒙チラシの配布、広報等を行い、ごみの分別、減量化について意識を啓発・啓蒙する取り組みを行っています。
(3)地球温暖化対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・CO₂排出量削減のため、節電とエネルギー使用量の削減に継続して取り組みを行っています。
(4)環境美化の意識を高め、取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・町内の環境美化を進めるため、町内を巡回監視するほか、不法投棄防止看板の設置、空き地等の土地所有者等の管理意識を高めるための啓発などを行っています。・犬猫の適正飼育については、町広報紙等や看板設置による啓発を行っています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	全町一斉クリーン作戦回数〔年間〕(回)	1	1

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・後志利別川をはじめ町内の河川の保全に今後も努めていくことが必要です。 ・山や海岸の環境を保全し、豊かな自然景観を大切にすることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川への汚水・汚泥等の流出による水質汚濁に関する監視体制の充実 ・河川の保全意識の向上に向けた取り組み ・狩場山系や海岸線など豊かな自然環境・景観の保全 ・緑と海を感じる景観づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・小さい頃から環境を守り大切にしていこうという意識を醸成するため、啓発活動や実践的な活動を関係機関と連携し進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報などを通じた環境保全に関する意識の啓発 ・学校教育や生涯学習などを通じた環境に対する理解の促進 ・環境美化ボランティア活動（クリーン作戦）への参加促進
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公共施設等で率先してCO₂排出量削減に向けた取組を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所における取り組みの推進（照明器具の間引き点灯、空調設定温度の制限、クールビズ、ウォームビズの推進など）
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、テレビや冷蔵庫、洗濯機等の不法投棄が増加傾向にあり、対策が必要です。 ・犬猫の適正飼育については、飼い主等のモラルやマナーの向上に向けた取り組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の未然防止 ・野焼きの未然防止 ・飼い犬のふん対策 ・野良猫被害対策

3-2 公園、緑地

基本的な考え方	○住民が安心して利用できる公園の維持管理に努めるとともに、管理体制も勘案しながら、花や緑のまちづくりを進めます。
---------	--

施策	現在の状況
(1)住民に親しまれる公園づくりを進めます。	・町内には児童公園が11か所あります。雪解け後と雪が降る前に地元の業者の協力により、毎年、遊具などの点検を行っています。
(2)身近で花や緑が楽しめる環境を増やします。	・町内会など地域のコミュニティ活動の一環として、国道沿い、公共施設、学校等を中心に花いっぱい運動を展開しています。

3-3 火葬場、墓地

基本的な考え方	○火葬場の適切な維持管理とともに、墓地の環境保全に努めます。
---------	--------------------------------

施策	現在の状況
(1)火葬場の維持管理を適切に行います。	・町内には火葬場が2施設あり、計画的な改修を行い、施設機能の安定的な維持管理に努めています。
(2)墓地の整備や維持管理を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には町営墓地が4か所あり、維持管理業務の一部を民間業者に委託し行っています。合計1,384区画を整備しており、平成29年（2017年）末で219区画の空きがある状況です。 ・町内会など、地縁に基づいた団体が維持管理している共同墓地は20か所あります。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	遊具定期点検回数〔年間〕(回)	2	2

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 遊具などの安全性を保つため、定期的な点検と、状況に応じた修理・更新が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊具などの安全対策と適切な管理
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化により、今ある花壇を継続して維持管理することが難しくなっており、国道沿いの花植栽について、植栽スペースの縮小や、一年草から多年草への転換などを検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による花いっぱい運動の推進 家庭や事業所等での緑化の促進

		2017年の現状	2027年の目標
指標	火葬炉使用件数〔年間〕(件)	154	140

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 火葬場は必要不可欠な施設であり、葬儀を厳粛かつ円滑に執り行うため、施設内の設備等を良好な状態に保ち、安定的に維持することが必要です。 火葬業務は、現在2施設体制で行っていますが、少子高齢化による人口減少や施設の老朽化にともない、将来のあり方について検討をする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉等の計画的な改修や設備更新 2つの火葬場の将来のあり方の検討
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化の進行にともない、町営墓地区画の新たな需要は見込めないものの、墓地の適切な管理、供給に努める必要があります。 町内会等が管理している共同墓地は、地域の人口減と高齢化にともない、管理が容易ではなくなっていることから、地域と行政の協働による維持管理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 町営墓地の空き区画の利用促進 町営墓地の適切な管理 町内会など管理団体と連携した共同墓地の維持管理

3-4 ごみ処理、リサイクル

基本的な考え方	○ごみを減らす意識を町全体で高めながら、分別やリサイクルを促進し、ごみの焼却や埋め立てが減るよう努めます。
---------	---

施策	現在の状況
(1)ごみの分別徹底に努めながら、収集を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみについては、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみに分けて収集しています。 ・年間排出量は微減少に留まっており、1人あたりの年間排出量は増加しています。 ・事業者に対しても、家庭系ごみ同様に分別の徹底、廃棄物の発生抑制及び再生利用の推進を指導や呼びかけにより行っています。
(2)ごみの減量化、リサイクルを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量に対する意識啓発と資源ごみのリサイクルを推進するため、回収団体の活動を支援しています。平成29年（2017年）現在登録団体数は38団体で、回収量は増加傾向にあります。 ・家電リサイクル法で定められた家電製品については、排出方法や義務外品引取協力店などを広報等で周知しています。 ・小型家電リサイクル法で定められた家電製品については、無料回収ボックスを役場と総合支所に設置し、再資源化に努めています。
(3)処理施設の維持管理や機能充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・本町のごみは、今金町と構成する北部桧山衛生センター組合で処理を行っています。ごみ焼却処理施設、ごみ破碎処理施設、リサイクルセンター施設で分別や処理が行われ、一般廃棄物と産業廃棄物の処理残さや直接搬入ごみ等については最終処分施設に埋め立てています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	北部松山衛生センター組合廃棄物処理量 [年間] (t)	7,000	6,330

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化により、自宅からゴミステーションまでの搬出が難しくなる住民も多くなることが考えられるため、対策を検討する必要があります。 ・地域の実情をふまえたゴミステーションの設置や維持管理への支援のあり方を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミステーションの設置、維持管理への支援施策の検討 ・家庭などから排出されるごみの分別収集の徹底 ・中間処理施設での分別処理の徹底
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化やリサイクルの取り組みに関し、適切な情報提供を行っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの回収の促進 ・広報などを通じたごみの発生抑制・減量化及びリサイクルに関する意識の啓発、情報提供 ・法律に基づいたリサイクルの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生センター組合での埋立最終処分について、直接搬入される処理困難物系の廃棄物（住家や公共施設等の解体物、港湾清掃に係る廃棄物、海岸漂着物に係る廃棄物など）が増加傾向にあり、排出事業者についても協力を求めるなど対策を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施設の維持管理、更新



3-5 消防、救急

基本的な考え方	○火災を未然に防ぐ意識を広めていくとともに、発生時に迅速に対応できる消防・救急体制の充実に努めます。
---------	--

施策	現在の状況
(1)消防・救急体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 檜山管内の7町で構成する檜山広域行政組合消防本部に所属しています。 ・ 町内には、せたな消防署、せたな消防署瀬棚分遣所、せたな消防署大成支署の3つの消防拠点があります。 ・ 救急の現場での対応力を高めるため、救急救命士の人材育成に努めています。 ・ 地域や学校で救急に関する講習会を開催し、住民への普及に努めています。
(2)消防団の活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団は北檜山消防団、大成消防団、瀬棚消防団の3団があり、それぞれの活動のほか連合消防団（協議組織）を設置して合同での活動も行っています。 ・ 消防団への加入促進については、町広報紙やホームページなどを通じて呼びかけています。
(3)火災を未然に防ぐ意識づくりや環境の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署による立入検査をはじめ、各種啓発活動を通じて、火災を未然に防ぐことに努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	救急救命士資格者数(人)	18	23
	消防団員数(人)	246	240

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・車両や資機材の更新については、計画的な更新に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な車両、消防資機材等の導入、更新 ・救急救命士の育成 ・医療機関と連携した救急体制の整備 ・救急に関する講習会の開催 ・消防施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の高齢化が進み、定員を満たしていない状況が見られます。津波浸水予想区域の見直しにより高い浸水予想が示されるなか、人員配置等の見直しが必要です。 ・消防団員の確保に向けて、より積極的に加入を促す必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保 ・人員配置や分団の見直し検討
<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報器については設置後更新が行われていない状況も見られるため、設置とともに、更新についても促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災警報器の設置促進、更新促進



3-6 防災

基本的な考え方	○災害発生時に避難や受け入れが安全かつ迅速に行えるよう、防災に備える意識や体制を日頃からつくり、町全体で共有します。
---------	--

施策	現在の状況
(1)自然災害が発生しないよう、未然防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れや地すべりなどの危険箇所については、順次、土砂災害警戒区域等を指定するなど、警戒避難体制の整備に努めています。また、関係機関に対し土砂災害の防止対策を要望しています。
(2)災害に強い基盤づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震診断は町民体育館を除いて実施済みであり、診断の結果改修が必要な施設については改修工事が完了しています。
(3)災害に対する意識づくりや備えを日頃から進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会単位で自主防災組織を結成するための活動支援を行っており、現在8つの組織があります。結成された自主防災組織に対しては、避難訓練等の活動に対し、活動費の補助や書類作成等の支援を行っています。 ・各種災害に備え、防災ハンドブックを作成し、全世帯へ配布するなど防災意識の高揚に努めています。
(4)災害時に必要な連絡・避難体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯と希望する事業者に戸別受信機を設置し、町内各所に屋外拡声機の整備を行っています。 ・防災行政無線設備を一元的に管理するとともに、防災資機材の購入を計画的に進め、災害時の対応強化に努めています。 ・長万部町、八雲町、今金町と「北渡島・檜山北部4町災害時相互応援に関する協定」を締結し、災害発生時に相互に支援できる体制をつくっています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	土砂災害警戒区域指定数〔累計〕(件)	35	194
	自主防災組織結成数(団体)	8	18

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域の基礎調査を終えた箇所については、区域指定に向けた住民説明会を実施することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊防止事業の推進 治山・治水事業の促進 海岸保全事業の促進 土砂災害警戒区域指定に向けた住民説明会の開催
<ul style="list-style-type: none"> 計画的に公共施設の耐震化を実施するとともに、必要に応じて改修工事を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の耐震化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 新たな自主防災組織の結成を促進するとともに、活動の支援を行うことが必要です。 防災ハンドブックについては、必要に応じて見直しを実施し、全世帯へ配布することで防災に対する意識や知識を高めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の育成 地域ぐるみでの防災訓練の実施 防災ハンドブックの点検・見直し
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時にも安定した無線放送を提供するため、防災行政無線設備を適正に維持管理することが必要です。また、防災行政無線のデジタル化についても進めていくことが必要です。 災害時に早急な対応ができるよう、防災資機材の確保と避難所の環境整備が必要です。 被災者に迅速な支援が行えるよう、各種団体と防災協定を結び、支援体制の強化に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線を含めた総合的な機能充実 防災活動に必要な資機材の充実 災害弱者への支援体制の整備（避難行動要支援者名簿の運用） 災害時の広域応援体制の整備 各避難所、避難場所の防災機能の充実 防災行政無線のデジタル化

3-7 交通安全、防犯、消費者対策

基本的な考え方	<p>○交通事故の被害者、加害者にならないよう意識啓発を行うとともに、事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。</p> <p>○多様化する犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識を高め、地域ぐるみでの防犯体制の充実に努めます。</p>
---------	---

施策	現在の状況
(1)交通安全の意識を高め、取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導員による自転車教室、高齢者対象の集会時等での啓発活動を実施しています。 ・交通安全期別運動期間等では、主要道路の交差点や横断歩道等で、町内会・PTA・子ども会等と連携し、登校児童生徒等に声掛け運動を展開し、通行車両等に交通安全啓発に努めています。
(2)交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯については、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）の間に、損傷が激しいものから計画的に更新を進めています。 ・交差点改良やカーブミラーの設置については、道路状況の確認や住民の要望により随時進めています。
(3)防犯意識を高め、地域防犯体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動の一環として、町内会等が自主的に維持管理している防犯灯の保存・移設・撤去を行っています。 ・他の関係団体との連携を図り、ハガキやチラシ等、町内要所での街頭啓発などを通じて防犯意識の向上に努めています。 ・特殊詐欺発生時における二次被害防止対策として迅速な広報活動が必要であり、平成29年度（2017年度）から警察署を中心とした伝達ネットワークを形成し、行政防災無線を通じて、速やかに住民周知を行っています。 ・各区内の関係機関・団体と連携しながら、祭典時の巡回指導などを行っています。
(4)住民を消費者被害から守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレット等を全戸配布し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めています。 ・消費者からの相談に対応するため、地域包括支援センターと連携し、消費者セミナーを開催するなど相談業務の充実に努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	死亡事故発生件数〔年間〕(件)	2	0
	高齢者等交通安全講話開催数〔年間〕(回)	1	3
	高齢者等交通安全講話参加者数〔年間〕(人)	40	120

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動には、一部の町内会やPTAなどの協力もありますが、交通安全指導員の担い手が不足しており、交通安全啓発に係わる人材育成や、地域ぐるみでの交通安全に向けた活動の推進が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者などを対象とした交通安全教育の充実 交通安全指導員や町内会等による街頭指導 高齢者の免許証自主返納に係る環境づくりの促進
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故による被害発生を防ぐため、将来にわたり安全、安心な道路環境づくりを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の改良に向けた要請 道路照明灯の更新 カーブミラーの設置
<ul style="list-style-type: none"> 町内会等の管理している防犯灯が継続的に維持管理されるよう支援が必要です。 住民の防犯意識向上を図るため、行政防災無線を利用し、注意喚起や犯罪情報などを迅速に伝達することが必要です。 被害者となりやすい高齢者、子どもを犯罪から守るため、防犯協会を中心に地域ぐるみで防犯体制を強化することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全パトロールの推進 防犯意識の向上に向けた取り組み 防犯協会の機能強化、情報共有の推進
<ul style="list-style-type: none"> 被害事例や予防対策等の情報提供に努め防犯に向けた啓発に努めることが必要です。 関係機関と連携し、消費者の被害を防止するネットワークを強化することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害事例や予防対策などの情報提供 消費者の意識啓発 北海道消費生活センターなど関係機関と連携した相談受付

3-8 地域自然エネルギー

基本的な考え方	○風力や太陽光、温泉熱など、町内にある自然由来のエネルギー活用を促進し、エネルギー自給率を高めます。
---------	--

施策	現在の状況
(1)風力や太陽光をいかした新エネルギーの導入を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には、日本初の洋上風車である「風海鳥」があります。また、民間事業者による大型風力発電所が設置されています。 ・町内には、民間事業者による太陽光発電所が設置されています。 ・北海道再生可能エネルギー振興機構へ加盟し、情報の収集に努めています。
(2)温泉熱をエネルギーとして活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の公共施設等では、温泉熱を暖房に利用しています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	風車設置数(基)	8	19

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「風海鳥」の耐用年数が平成32年（2020年）までとなっているため、適正な管理運営を継続し、固定価格買取制度終了後どのように運営していくかの検討が必要です。 ・環境アセスメントの規制がない小型の風力発電については、設置規制を検討することが必要です。 ・風力発電以外の新エネルギーについても、自然環境との調和や地域振興への効果などをふまえながら、活用に向けた調査研究を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業の推進 ・小型風車設置におけるガイドラインの策定 ・洋上風車「風海鳥」の売電先の検討及び管理・運営（平成36年（2024年）1月～） ・新エネルギーの活用に向けた調査研究
<ul style="list-style-type: none"> ・安定した湯量の確保に努めながら、地熱資源を有効に活用していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉熱利用に関する設備等の維持管理、更新 ・安定した湯量の確保

